

## 事業報告書等の期限内未提出特定非営利活動法人への対応要領

### 島根県

#### (目的)

第1条 特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第29条及び島根県特定非営利活動促進法施行条例第6条に基づく事業報告書等（以下「事業報告書等」という。）の全部又は一部が期限内に未提出である特定非営利活動法人（以下「法人」という。提出した事業報告書等の内容に不備があり、その補正に応じない法人を含む。）に対する指導及び処分の基準について、次のとおり定める。

#### (督促)

第2条 島根県（以下「県」という。）は、提出期限から2月を経過しても事業報告書等の提出がない場合は、法人の代表権を持つ理事の住所または居所へ、特定記録郵便により、また、法人の監事全員の住所または居所へ、普通郵便により、過料に関する規定を明記した督促書を送付する。

2 県は、前項の督促書を送付後、2月を経過しても事業報告書等の提出がない場合は、法人の代表権を持つ理事の住所または居所へ、特定記録郵便により、また、法人の代表権を持つ理事以外の法人全役員（理事及び監事）の住所または居所へ、普通郵便により、過料事件通知を行う旨を明記した督促書を送付する。

#### (過料事件の通知)

第3条 県は、前条第2項の督促書を送付後、1月を経過しても事業報告書等の提出がない場合は、当該法人の主たる事務所所在地を管轄する地方裁判所に法第80条第5号に基づき過料事件の通知を行う。

#### (認証の取消し)

第4条 県は、3事業年度にわたって継続して事業報告書等の提出をしない法人に対しては、行政手続法（平成5年法律第88号）及び島根県聴聞手続規則（平成6年島根県規則第56号）に基づく聴聞を行ったうえで、法第43条第1項の規定に基づき設立認証の取消しを行う。

- 2 県は、前項の取消しを行ったときは、認証取消通知書の原本を法人の主たる事務所所在地に、特定記録郵便により、同通知書の写しを法人全役員（理事及び監事）の住所または居所に、普通郵便により、それぞれ送付するものとする。

（県民への情報の提供）

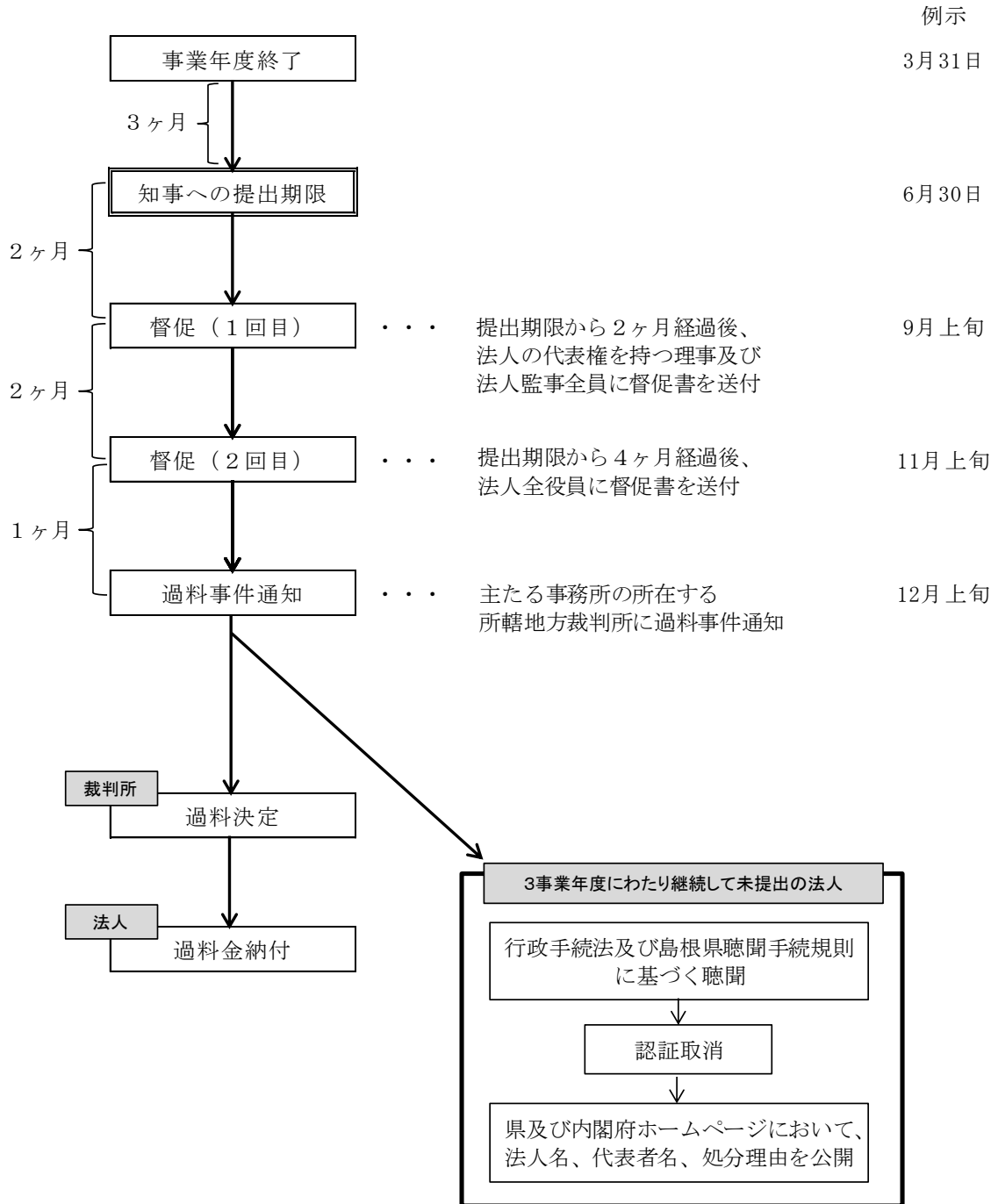
第5条 県は、法第43条第1項の規定による認証取消しを行った場合には、次に掲げる事項を県ホームページ及び内閣府ホームページに掲載し、県民に対して情報を公表するものとする。

- ①当該法人の名称及び主たる事務所の所在地
- ②代表権を持つ理事の氏名
- ③認証の取消しに至った理由

附 則

- 1 この要領は、平成26年4月1日から運用することとし、事業年度が平成26年3月31日に終了する法人から適用する。

# 事業報告書等の期限内未提出法人に対する処理手続きフロー図



## 参 考

### 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）（抄）

（事業報告書等の提出）

第 29 条 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、事業報告書等を所轄庁に提出しなければならない。

（改善命令）

第 42 条 所轄庁は、特定非営利活動法人が第 12 条第 1 項第 2 号、第 3 号又は第 4 号に規定する要件を欠くに至ったと認めるときその他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

（設立の認証の取消し）

第 43 条 所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の規定による命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき又は3 年以上にわたって第 29 条の規定による事業報告書等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

第 80 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人は、20 万円以下の過料に処する。

1 (略)

2 (略)

3 (略)

4 (略)

5 第 25 条第 7 項若しくは第 29 条【中略】の規定に違反して、書類の提出を怠ったとき。

### 特定非営利活動促進法施行条例（平成 10 年島根県条例第 28 号）（抄）

（事業報告書等の提出）

第 6 条 法第 29 条の規定による事業報告書等の提出は、毎事業年度初めの 3 月以内に行わなければならない。